

公募のお知らせ

業務委託名

「有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務委託」

平成26年2月
京都市建設局

業務委託受託候補者の選定を公募型プロポーザルで実施しますので、次のとおり公募します。

平成26年2月12日

京都市長 門川 大作

1 公募対象業務に関する事項

(1) 業務委託名

有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務委託（以下「業務委託」という。）

(2) 業務委託案件の特質など

応募時に配布する本業務に関する書面（以下「仕様書等」という）は、以下のとおりです。

ア 有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務の業務委託仕様書

イ 有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務委託の業務受託候補者選定に係る実施要領

ウ 有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務委託の業務受託候補者選定に係る審査基準

エ 有栖川右岸流域（梅津地区）浸水対策検討業務委託の業務受託候補者選定に係る技術提案の審査等説明書

オ その他の配布する資料（位置図）

カ その他の閲覧できる資料

（平成25年台風18号に伴う当該地区の浸水状況図，その状況写真，梅津都市下水路系統図，有栖川図面（平面図，縦断面図，横断面））

(3) 業務委託の履行期限

契約日の翌日から180日間

(4) 成果物納品場所

京都市建設局水と緑環境部河川整備課

2 応募者の資格に関する事項

応募者は、資格要件を全て満たしていることとします。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）に登載されているものとします。

(2) 応募者の公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていないこととします。

(3) 平成10年度以降に、国又は地方公共団体が発注した委託業務において、元請として以下のⅠ及びⅡの業務を完了した実績があることとします。

なお、1業務の中にⅠ、Ⅱの業務内容が含まれるものも資格要件を満たしているものとみなします。

Ⅰ 外水を考慮した内水の浸水対策に係る計画業務

Ⅱ ポンプ排水施設または雨水貯留施設の計画業務

(4) 管理技術者及び主任技術者の要件

平成10年度以降に、国又は地方公共団体が発注した委託業務において、元請として以下のⅠまたはⅡの業務を完了した実績を満たす技術者を配置すること。ただし、照査技術者として携った業務は除きます。

Ⅰ 外水を考慮した内水の浸水対策に係る計画業務

Ⅱ ポンプ排水施設または雨水貯留施設の計画業務

(定義)

- ・管理技術者とは、業務の管理及び統括を行うとともに、技術上の一切の事項を処理するものとします。
- ・主任技術者とは、管理技術者の指示等に基づく発注者との協議、受託者の具体的な業務に実施の取りまとめ等を行うものとします。

(5) 管理技術者及び主任技術者の要件

管理技術者は、本業務の履行にあたり、以下の資格を満たすものとする。

技術士「上下水道部門」の選択科目において「下水道」の資格を有するもの。

主任技術者は、本業務の履行にあたり、以下の資格を満たすものとする。

技術士「上下水道部門」の選択科目において「下水道」又は技術士「建設部門」の選択科目において「河川、砂防及び海岸・海洋」の資格を有するもの。

3 仕様書等の配布方法と配布期限

(1) 配布及び閲覧方法

平成26年2月12日から、5の場所において無償で配布し、閲覧することができます。

ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

(2) 配布期限

本プロポーザル実施についての問い合わせ期限である平成26年2月18日までとします。ただし、市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時までとします（正午から午後1時までを除く）。

4 受託候補者の選定方法

受託候補者の選定は、京都市建設局技術審査委員会及び受託候補者選定部会において、技術提案書及びヒアリング（プレゼンテーション）により行います。評価項目は、下記のとおりとします。

- (1) 技術職員の所属状況（技術者数）
- (2) 予定技術者（管理技術者，主任技術者）の実績（件数）
- (3) 予定技術者（管理技術者，主任技術者）の有する資格
- (4) 専門技術力の確認
- (5) 本業務に対する理解度
- (6) 提案内容の的確性
- (7) 全般

5 資料の配布及び閲覧の場所と期間

- (1) 配布方法
平成26年2月12日から，8（1）の場所において無償で配布します。
- (2) 閲覧方法
平成26年2月12日から，8（2）の場所において無償で閲覧できます。
- (3) 資料の配布及び閲覧の期間
平成26年2月12日～平成26年2月18日まで（市役所閉庁日を除く。）
上記の期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

6 技術提案書の提出について

- (1) 提案部数
3部（正本1部，副本2部）
（副本についてはホッチキス止めせず，クリップ等で左端を閉じる。）
- (2) 提出期限及び方法
平成26年2月27日午後5時までに，8（1）の場所に持参してください。（ただし，市役所閉庁日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））これ以外の手段（郵送，FAX，電子メール等）による提出は受理しません。

7 ヒアリング（プレゼンテーション）の実施について

ヒアリング（プレゼンテーション）については，提案内容に関する確認や補足説明を受けることを主に目的として平成26年3月14日（時間，場所は未定）に実施することを予定していますが，詳細は別途通知します。

なお，日程は変更することがあります。ヒアリング（プレゼンテーション）については担当者3名以内（管理技術者，主任技術者を必ず含むこと）が出席することとします。

8 問い合わせについて

- (1) 手続等に関する問い合わせ先及び技術提案書提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課（担当：藤田，^{こやくまる}小役丸）

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

- (2) 業務内容に関する問い合わせ先

京都市建設局水と緑環境部河川整備課（担当：西川，織田）

電話 075-222-3591 FAX 075-213-1213

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

- (3) 問い合わせ方法

ア 本プロポーザルについての問い合わせは、原則として書面（様式自由）により、平成26年2月18日午後5時（市役所閉庁日を除く。）までに行ってください。また、問い合わせについては、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送、FAXによる問い合わせを行った場合には、着信確認を行ってください。郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

イ 問い合わせに対する回答は、収受又は着信確認の翌日から起算して概ね5日（市役所閉庁日を除く。）以内に、京都市建設局建設企画部監理検査課ホームページにて公開する予定です。

監理検査課 HP (<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/soshiki/10-1-3-0-0.html>)

9 受託候補者の選定

受託候補者は、提出された技術提案書の内容に関する確認や補足説明を受ける技術提案書に対するヒアリング（プレゼンテーション）により審査を行い受託候補者を選定します。

10 選定結果の通知

- (1) 審査による選定結果は、技術提案書を提出した応募者に対し理由とともに文書により通知いたします。
- (2) 審査により選定されなかった場合には、前項（1）の通知を行った翌日から起算して5日間以内（市役所閉庁時を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。））に京都市建設局技術審査委員会に対して、非選定の理由に関する説明を求めることができます。この場合の請求は、文書（様式自由）により行ってください。
- (3) 前項（2）に係る請求が行われた場合は、京都市建設局技術審査委員会より、請求の書面を収受した日から起算して10日間以内に（市役所閉庁日を除く。）に文書により理由を回答します。

- (4) 前項(2)に規定する請求に係る文書の提出先は、以下のとおりとし、持参、郵送、FAXのいずれかの手段を利用してください。郵送、FAXによる提出を行った場合には、着信確認を行ってください。郵送の場合は期限日の消印まで有効とします。

提出先

京都市建設局建設企画部監理検査課進行管理係（担当：藤田，小^{こやくまる}役丸）

電話 075-222-3548 FAX 075-213-0149

住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

1.1 契約の締結

- (1) 選定された受託候補者とは、仕様書を再度作成し、後日価格交渉を行ったうえで、業務委託仕様書に従い業務委託契約を締結します。
- (2) 契約後において、技術提案書に虚偽の記載が行われていることが判明した場合は、契約を取り消すことがあります。
- (3) 概算予定価格は、15百万円（税込）とします。

1.2 その他

- (1) 技術提案書に記載された管理技術者及び主任技術者は、その変更合理的な理由があり、同等の業務が実施できることを条件に本市が承諾する場合を除き、受託候補者選定期間中、及び本事業履行期間中、技術提案書に記載された技術者を変更することはできません。
- (2) 技術提案書作成に要する費用は、応募者の負担とします。
- (3) 提出された技術提案書は、返却しません。
- (4) 提出された技術提案書は、京都市情報公開条例第6条第1項の規定に基づく請求書が提出された場合には、受託候補者の選定が完了した後において、これを申請者に公開する。ただし、第7条第2項に該当する場合を除きます。
- (5) 技術提案書の提出後、本市の判断で補足資料の提出を求めることがあります。
- (6) 第三者が所有する土地に、無断で侵入し調査等を行わないこととします。